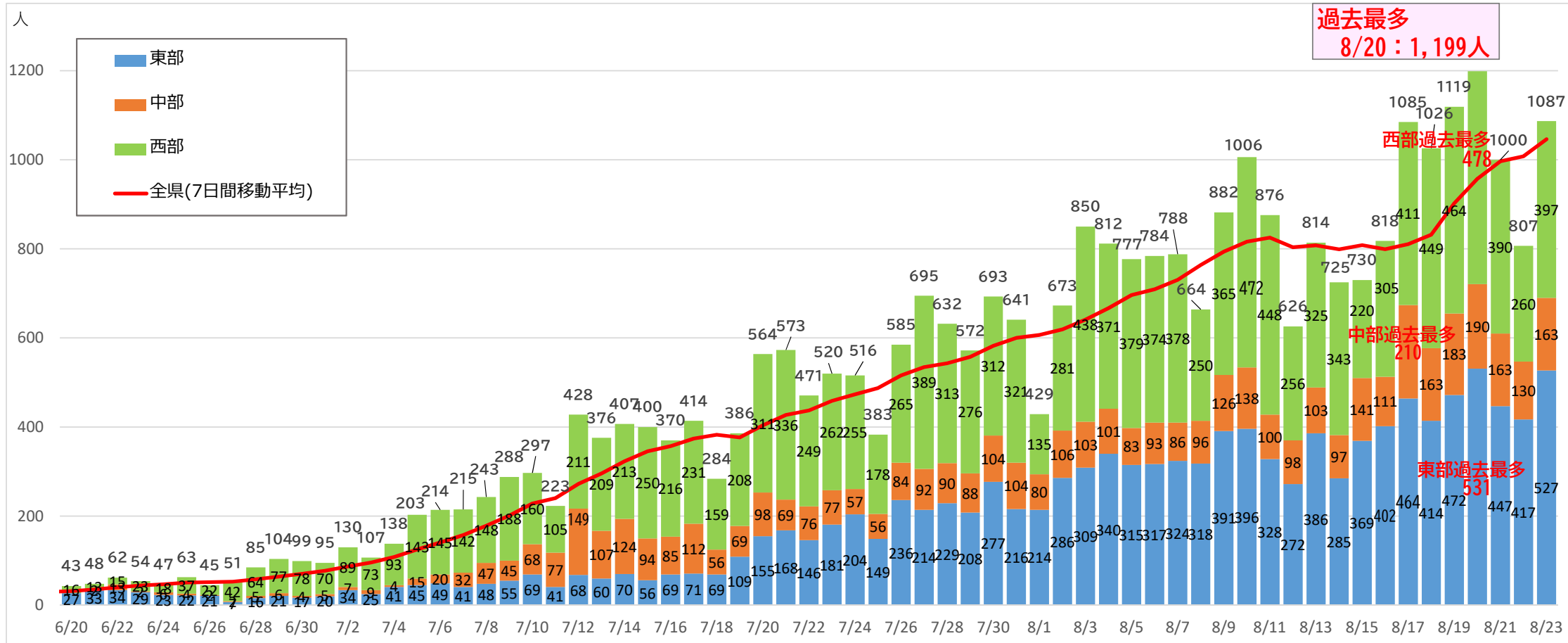


鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第258回） 第107回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

- 日時：令和4年8月23日（火）午後3時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、福祉保健部、教育委員会
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市長、鳥取市保健所長
- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）B A. 5対策強化宣言の期間延長について
 - （3）その他

新規陽性者数の推移

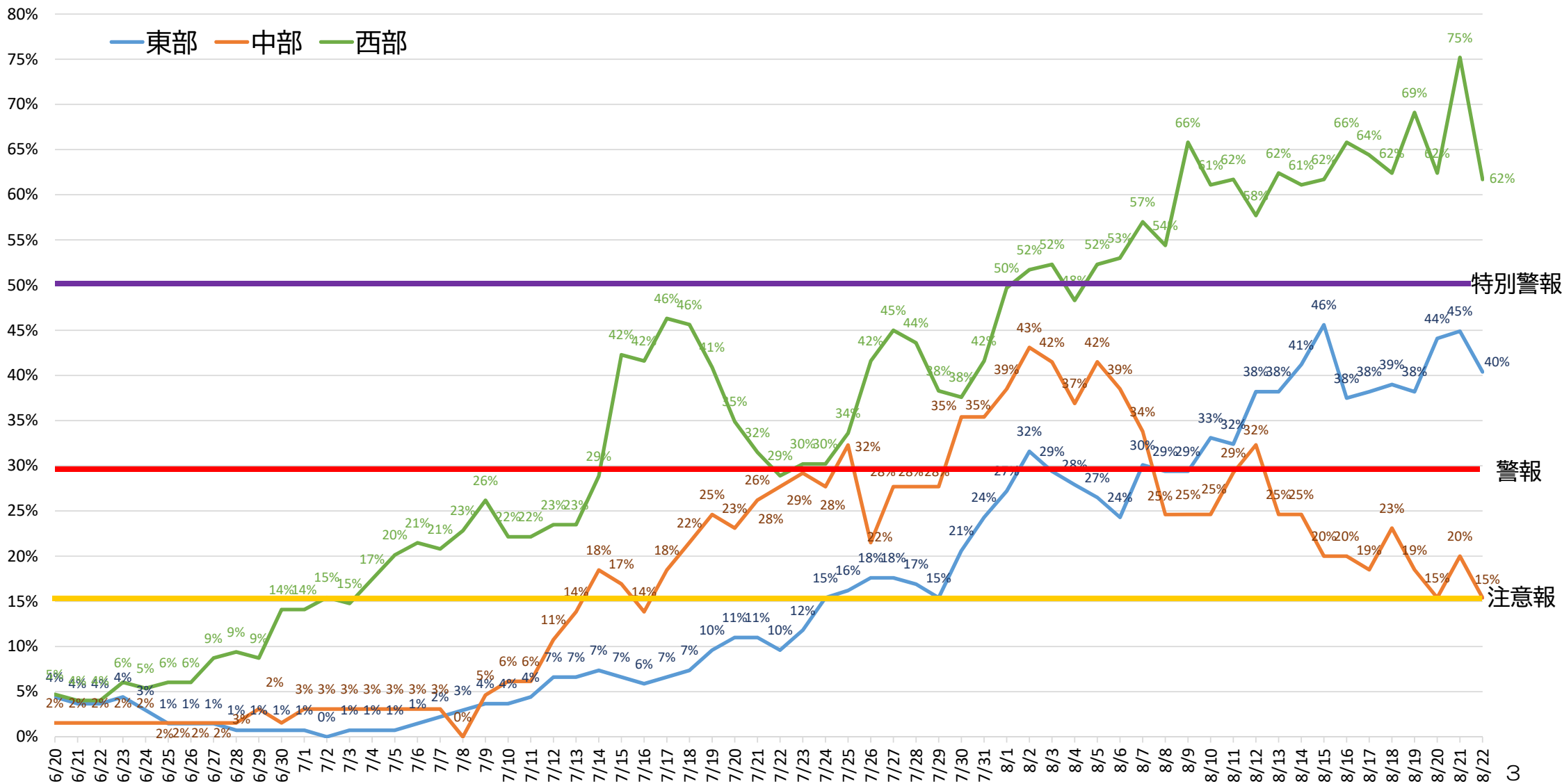
【公表日ベース】



6/20~8/23保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	12,195	5,030	15,114	32,339

病床使用率の推移



特別警報

警報

注意報

みんなで医療と健康と地域を守りましょう

過去一番うつりやすいウイルスが猛威を振るい、新規感染者数が高い水準で推移し、特に東部地区では爆発的な感染の瀬戸際です

入院者数の急増や医療従事者の感染拡大に伴い、医療提供体制への負荷が急速に高まっており、医療、保健所、社会経済へ重大な影響を及ぼしかねない状況です

夏休み明けの学校再開に伴い、更なる感染拡大を防ぐため、今まで取り組んできた基本的な感染防止対策をレベルアップしましょう



【感染防止対策の具体例】

- 夏休み後の学校再開にあたって、体調不良の場合は登校自粛の徹底
- 一気に広がる感染機会であるエアロゾルを意識した換気の徹底
- 正しいマスクの着用、密を避けるなど基本的感染防止対策の徹底
- 県外往来の際は、往来前後に積極的な無料検査の受検
- 宴席・会食時は大人数・大皿の取り分けを避け、黙食・マスク会食の徹底
- イベント後も大騒ぎをしないなど、感染拡大を起こさない行動の徹底
- 共用物の消毒の徹底
- 発熱などの症状があれば、電話をした上で、医療機関の受診

【全国知事会】 現下の爆発的感染拡大に対応するための緊急声明(8/23)

■ 感染者の発生届の取扱いの見直し

- ◆ 感染者の発生届については、例えば対象範囲を高齢者やハイリスク者に限ることや定点把握を導入すること、協議会の運用を見直すこと等を含め、**現在の感染症法上、現場に強制されている感染者の全数把握に代わる現実的な手法**に早急に改めること。
- ◆ 届出の対象外となる者が取り残されることのないよう、これらの者に対する必要な検査・診療、治療・投薬、健康管理・相談等についても、政府として現場と一体となって体制を確保すること。
- ◆ 地域の医療・保健提供体制や感染状況に応じ、**届出の対象範囲の柔軟な設定**、情報システムの活用等による広範囲の感染者情報の把握・管理、医療・保健を総動員した**健康フォローアップ体制の構築**等を含め、**地域ごとに最適な対策を選択**できるよう、現場と早急に協議した上で速やかに具体の実行に移ること。

■ クラスター場面に対応した具体的な感染抑制対策の提示

- ◆ B A. 5においては高齢者施設や医療機関等で感染拡大事例が生じていることから、高齢者やハイリスク者の重症化を防ぐため、専門家による科学的知見を踏まえ、**クラスター場面等に対応した具体的な感染抑制対策**を早急に現場に示すこと。

■ ワクチン接種の促進・オミクロン株対応ワクチンの確保等

- ◆ 今後も B A. 5 と同等以上の感染の波が繰り返される可能性を想定し、ワクチン接種を一層積極的に推進すること。オミクロン株に対応したワクチンについても、早急に接種対象者や接種間隔等を決定するとともに、ファイザー社ワクチンの確保など、**必要なワクチンを確実に確保・供給**し、速やかに**現場と一体となった接種体制確保**に取り組むこと。加えて、現在実施している**ワクチン接種の「接種控え」が起きないように、国として接種促進に向けた広報**を十分に行うこと。

岸田総理・加藤厚生労働大臣の発言のポイント

岸田総理の会見での発言(8/22)

- ◆ 保健所や医療機関の負担軽減については、HER-SYS(ハーシス)入力の簡素化、健康フォローアップセンターの全国整備、検査キットのOTC(Over The Counter:医師による処方箋を必要とせずに購入できる医薬品)化などを進めているところですが、更なる負担軽減策を一両日中に示す
- ◆ 新型コロナの感染症法上の措置の見直し、水際対策の緩和など、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行についても、専門家、自治体の意見も踏まえ、早急に方向性を示す
- ◆ 変化する新型コロナウイルスの特性を踏まえながら、できる限り、感染防止と社会経済活動の両立を実現していくため、対応を加速させる

加藤厚生労働大臣の衆議院厚生労働委員会での発言(8/19)

- ◆ 新規感染者数は最も高い水準になり、死亡者数もこれまでの最高値を超え、さらなる増加も懸念される
- ◆ 夏休みやお盆の影響で新規感染者の増加も懸念されるうえ、8月後半からは学校も再開され、感染動向を注視しなければならない
- ◆ 医療機関の負担を減少しながら、全数把握の目的・機能をどのように残していくのか、専門家や医療現場から話を聞きながら検討しており、速やかに対応する

全数把握の見直しに伴う対応方針

陽性者の「全数把握」見直しについて

- 高齢者など重症化リスクの高い人に限定
- 指定した医療機関での定点観測 などが検討されている（報道ベース）

本県は速やかに新方式へ移行

1 命を守る支援体制強化 → 重症化リスクを見逃さない

- 発生届の対象者は、従来どおりかかりつけ医・保健所等が療養中の健康観察を実施
- 報告対象外となった方でも必要に応じて発生届の対象とするなど、柔軟に対応
- **陽性者に「コンタクトセンター」へ登録するよう依頼**
 - ➡ コンタクトセンターは、療養の指導を行うとともに、健康観察、パルスオキシメーター配布等を実施
陽性者が症状悪化時にかかりつけ医に繋がらない場合、適切に医療に繋げる

2 鳥取型感染抑制戦略

- 感染拡大による社会的な影響が大きい施設^(※)における感染拡大を防ぐため、**機能別クラスター対策チームを中心とした対策を実施** ※高齢者施設、医療機関、子ども・学校関係施設 等
 - ➡保健所から切り離し、機能別クラスター対策チームが施設内感染拡大防止に対応
- **施設自ら早期検査を推進**
 - ➡機能別クラスター対策チームは、施設に対し適時指導し、施設内での感染拡大を早期に抑え込む
※高齢者施設、医療機関、保育施設等には、PCR検査等支援事業補助金あり

鳥取県BA.5対策強化宣言

新規陽性者数が高い水準で推移し、医療施設・保健所への負荷が高い状況が続いているため、「鳥取県BA.5対策強化宣言」の期間を9月16日(金)まで延長します。

地域: 県内全域

期間: 令和4年8月12日(金)～9月16日(金) ※8月31日(水)から延長

- ◆ 子どもたちを中心にした感染から、医療機関や高齢者施設に感染が広がり、重症化リスクの高い方を含めたクラスターへの連鎖が続いています。
- ◆ 新規陽性者数が高い水準で推移し、病床使用率が上昇傾向であり、医療施設・保健所への負荷が更に増大しています。
- ◆ そこで、医療機関においては、鳥取方式で在宅療養「家族みんなで健康システム」により、医師の早期診断によりハイリスク患者の早期発見、重症化予防等に取り組みます。
- ◆ 健康観察においては、「コンタクトセンター」により、陽性者の症状悪化時に適切に医療に繋げるよう取り組みます。
- ◆ 保健所においては、引き続き県庁の全職員を挙げて保健所業務応援を実施するとともに、市町村との連携や外部委託の推進により保健所機能の維持に取り組みます。
- ◆ 感染急拡大に対応するため、施設や分野の特徴に応じたクラスター機能の重点化・専門化を図ります。
- ◆ 盆の期間のイベントや集まりなどによる感染の拡大が懸念される中、夏休み明けで更なる感染拡大を引き起こしかねず、一人ひとりが「特別の感染予防」を実践していくことが大切です。

鳥取県BA.5対策強化宣言による施設ごとの皆様への協力要請等

(特措法第24条9項に基づく要請等)

➤ 施設等の特徴に応じたクラスター防止緊急対策

- 【学校】 夏休み明けの学校再開に向けた感染防止対策の徹底
- 【保育所・幼稚園等】 合同保育・マスク着用の難しい園児の対応
- 【部活動・地域スポーツ】 プレー中以外のマスク着用の徹底、更衣室利用人数の制限
- 【社会福祉施設】 消毒のアルコール濃度の点検
- 【医療機関】 院内保育所のクラスター防止対策

➤ 社会福祉施設・医療機関等の体制等強化

- 【社会福祉施設】 嘱託医・協力医等による積極的な往診・投薬の協力
- 【医療機関】 入院対象の重点化と救急要請即応病床の確保、後方支援病院の受入への協力
- 【診療・検査医療機関】 重症化等の危険のある陽性者、クラスターに関する陽性者の情報を保健所に連絡
- 【在宅療養】 家族みんなで健康システム(検査キットの活用)の開始・在宅療養時の遠隔診療等
- 【保健所】 陽性者向け「コンタクトセンター」の設置、保健所応援特別強化期間を設定し、応援体制を強化

➤ イベント開催時の感染防止対策

- 開催は慎重に判断し、準備段階から感染防止対策の徹底
- 100人以上の場合、県へ感染防止安全計画の届出。更に、500人以上の場合、県が現地事前点検を実施

➤ 商工団体と連携したテレワーク導入等の推進

- 分散・交替勤務やテレワークの実施、体調不良時に休みやすい職場環境づくり
- 業務継続計画の再点検
- 検査証明・療養証明の発行自粛

※状況に応じて、順次、要請項目を追加する 9

鳥取県BA.5対策強化宣言による県民の皆様への協力要請

(特措法第24条9項に基づく要請)

➤ 基本的感染防止対策の再徹底

- 飛沫を意識して、メリハリのあるマスク着用
- 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- エアロゾルを意識した換気の徹底(エアコン使用時もこまめな換気)

➤ 宴席・会食時の感染防止対策

- 大人数・大皿の取り分けを避け、黙食・マスク会食の徹底

➤ イベント参加時の感染防止対策

- イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底

➤ 医療機関の適正利用

- 発熱などの症状があれば、電話をした上で、通常の診療時間に受診

➤ 無料PCR検査の受検

- 県外往来の際は、帰省前と帰省後に積極的な無料検査の受検

➤ ワクチンの早期接種

- 発症・重症化リスクの低減

※状況に応じて、順次、要請項目を追加する 10

主な取組の内容

(特措法第24条9項に基づく要請等)

学校再開に向けた感染防止対策の徹底

- ・夏休みが終わり順次学校が再開し、様々な学校行事が予定されています。
- ・学校内での感染拡大を防止するため、少しでも体調に違和感を感じたときは、決して無理に登校・出勤するのではなく、勇気をもって学校を休みましょう。

◆対策の重点ポイント

健康観察 健康観察等のより一層の徹底

- 体調不良・風邪症状等の場合は絶対に登校・出勤せず、速やかに医療機関を受診
- 県外往来等、感染の不安がある場合は、無料PCR検査を積極的に利用

換気徹底 エアロゾル感染防止に向けサーキュレーター等を使用し 空気の流れを確保した換気の徹底

- 授業中 → 常時窓等を開けて空気の流れを確保し、数分間の窓開け換気の実施を徹底
- 部活動 → 体育館における活動においても、適切な換気を徹底

密回避 授業や学校行事等における密を徹底的に回避

- 学校祭、球技大会等は、感染防止対策を徹底して実施
- 感染防止対策が徹底できない場合は延期又は中止を検討

学校再開に向けた感染防止対策の徹底

- ・部活動や各種スポーツ大会など、活動が盛んになる時期です。
- ・ガイドラインを守って、部活動等における感染防止対策の徹底を図りましょう。

◆部活動の重点ポイント

感染 防止

感染症対策ガイドラインに沿って、より一層の感染防止を徹底

- 活動中以外のマスクの着用を徹底（休憩中、ミーティング中 等）
- 体育館における活動においても、適切な換気を徹底
- 部室等利用時の感染防止対策の徹底（利用人数、換気、飲食禁止や会話を控える等）

消毒

共用物の定期的な消毒・手指消毒の徹底

時短

活動時間の短縮の検討・実施

ハイリスク患者のトリアージの迅速化

医療資源を重症化リスクの高い患者に充てる鳥取方式優先レーン

有症状者



かかりつけ医を受診

症状に応じた薬剤処方

診療・検査医療機関

(9割以上の医療機関で受診可能)

診察・検査

コロナと診断

重症化リスクの高い患者(例)



高齢者



妊婦

発生届時に
ハイリスク者を報告

保健所

現在の病状や重症化
リスク、個別の事情に
応じて速やかに療養
先を調整

(入院or宿泊or在宅)



基礎疾患のある方

病状等確認

療養先調整

病院 (最大350床)

■中等症・重症者に対応

- ・レムデシビル等の治療
- ・酸素投与等により呼吸管理

宿泊療養・在宅療養

■軽症者・無症状者に対応

- ・健康観察・療養サポート
- ・病状悪化時はかかりつけ医等へ相談

医療・療養体制の強化

- 【病院】
- 入院対象の重点化と救急要請即応病床の確保
※重点医療機関において緊急性が高い患者を必ず受け入れる病床の確保等を要請
 - 後方支援病院の受入への協力 ※回復患者転院受入促進事業費補助金の新設

- 【診療・検査医療機関】
- 検査・投薬等で初期医療を展開
 - 重症化等の危険のある陽性者、クラスターに関する陽性者の情報を保健所に連絡
 - 対面診療の拡充

【社会福祉施設】



- 各施設の嘱託医・協力医等による積極的な往診・投薬等の協力

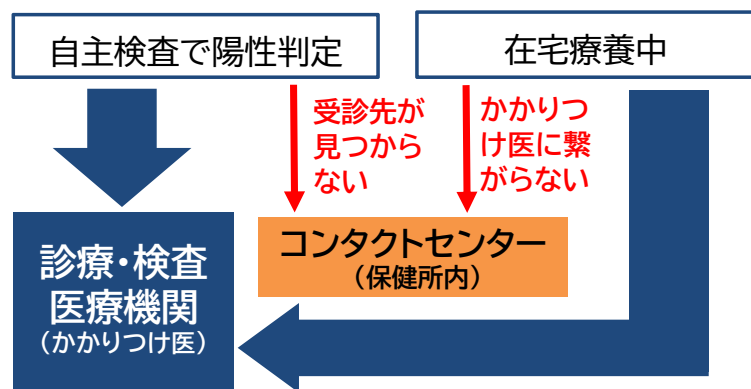
- 【在宅療養】
- 家族みんなで健康システム（検査キット活用）の開始・在宅療養時の遠隔診療等
 - 脱水症などの重症化予防(特に小児)のため、在宅療養者への経口補水液の補給支援を開始

⇒ 各病院、県医師会等と連携して実施

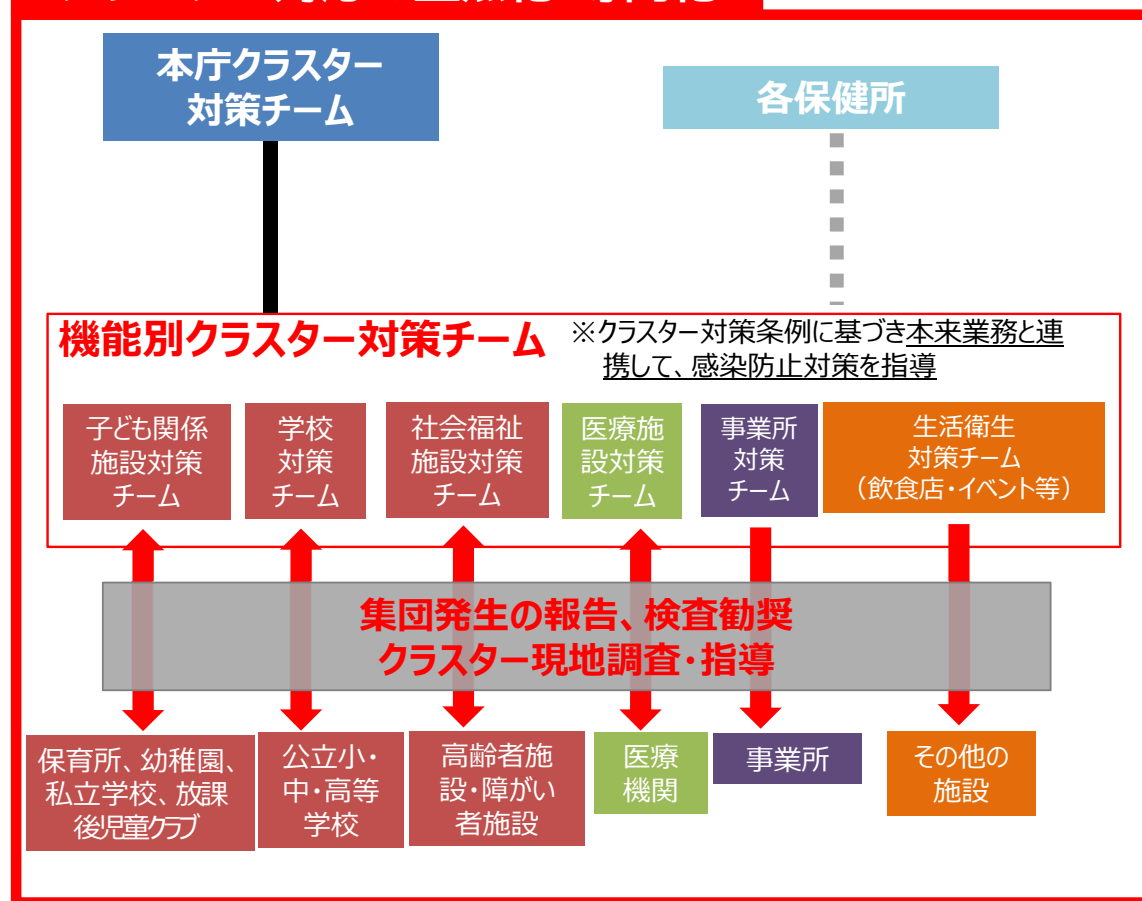
感染急拡大期に対応した特別体制

健康観察

- 陽性者向け「**コンタクトセンター**」を保健所内に設置（8/18～）
 - ・症状悪化時にかかりつけ医に繋がらない場合に連絡 → **適切に医療に繋げる**
 - ・希望者にパルスオキシメーター等を配布
- **かかりつけ医・保健所等が療養中の健康観察を実施**



クラスター対応の重点化・専門化



感染急拡大に対応した検査推進

感染急増期対策として軽症状者に抗原検査キットを配布

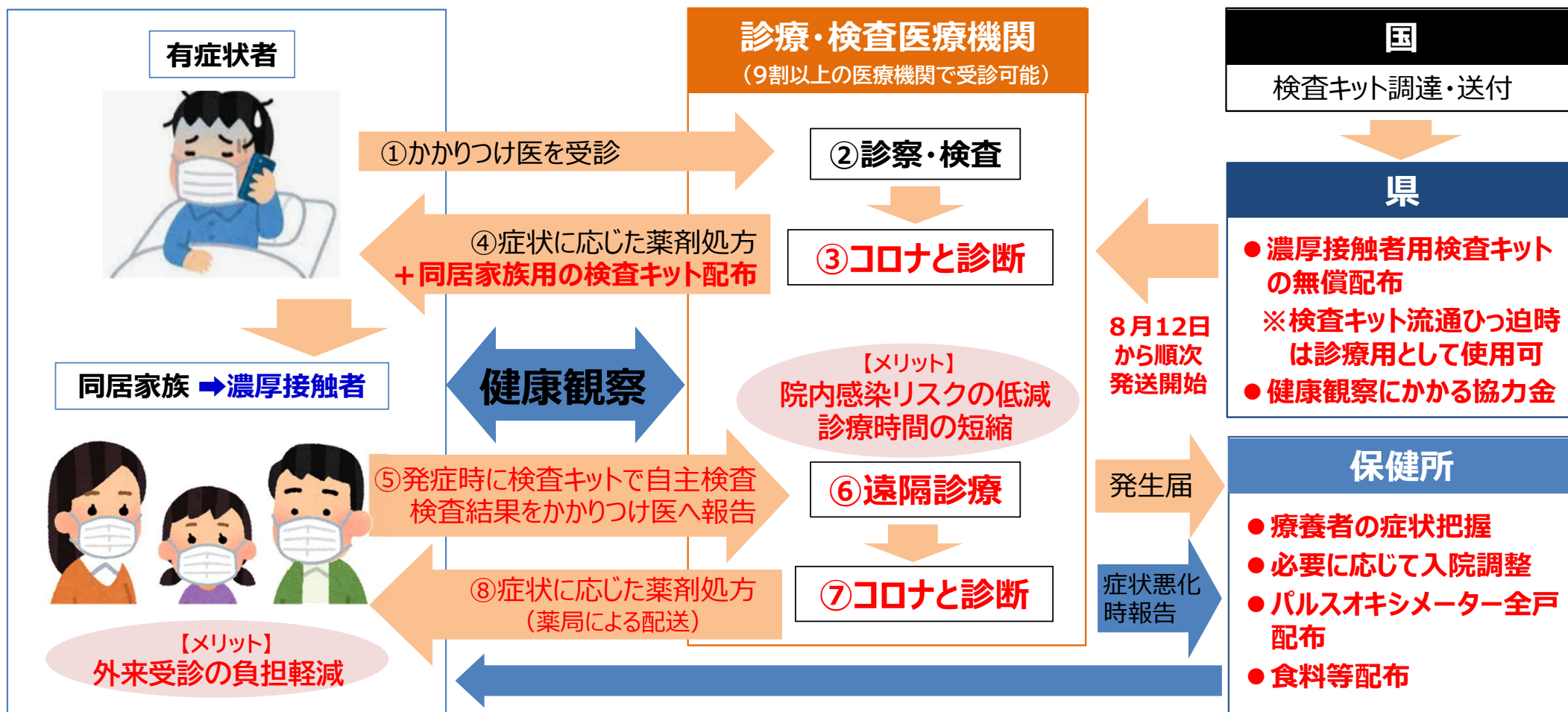
➡ 軽症者の検査需要の受け皿を設けることで、ハイリスク者の診療・検査体制を確保



検査推進対策

- ◆ 有症状者へ抗原検査キットを土・日に配布 (8/27(土)から開始)
- ◆ 家族みんなで健康システムの開始(医療機関での検査キット配布)
- ◆ 無料検査・社会福祉施設等の検査助成を実施(9月末まで)

鳥取方式で在宅療養「家族みんなで健康システム」



今こそワクチン接種を！

県営会場をはじめ、お住まいの市町村の集団接種会場・個別医療機関では、接種できる体制が整っています。感染が拡大する中、現時点での最良の手段として、今あるワクチンを速やかに接種してください。

**→小児接種の努力義務化を踏まえ、県・市町村が連携して9月以降も若年者等の
接種機会の拡充を進める** ※集団接種会場の拡充、ワクチンバスの活用 など

【ワクチン接種の効果】

感染を予防する効果があること以外にも、万一感染した場合、(1)軽症で終わる、(2)多量のウイルスを抱える期間が短く、他人に移しにくい、(3)なにより全身に広がらず、後遺症を避けられる可能性が高い

<8月末までの県営接種会場>

- [東部] 新日本海新聞社 (8月27日) :18歳以上 ※一部ノバボックスでも接種可
- [中部] 倉吉市内コミュニティセンター (社・西郷地区)(8月27日) : 18歳以上
- [西部] イオンモール日吉津 (8月27,28日) : **小児・12～17歳・18歳以上**
米子産業体育館(8月26日) : 18歳以上 ※夜間実施

<8月末までの小児、12-17歳の市町村集団接種会場>

鳥取市、米子市、北栄町、日吉津村、大山町、日野町



小中高生の皆さん
8月中に
ワクチン接種を！

みなさんの力で救急医療を守りましょう

新型コロナウイルスの感染拡大で、救急外来を受診する患者さんが増えており、重症患者の診療に影響が出ています。医療機関の適切な利用にご協力ください。

[通常の診療時間に受診しましょう]

- 夜間や休日の救急外来は、緊急の入院や手術などが必要な重症患者の対応に備えています。
- 夜間や休日は検査体制が整っておらず、**急を要さないPCR検査は実施できません。**
- 無症状の方は無料検査をご利用ください。**

[症状に応じた利用を心がけましょう]

- 体調が悪い時は、まずはかかりつけ医に相談するなど、通常の診療時間内に受診しましょう。
※発熱等の症状がある場合は、事前に医療機関に電話で相談し、受診方法を確認しましょう。
- 時間外で医療機関に相談できない場合は、新型コロナウイルス感染症に関しては受診相談センターを、その他の疾患の場合は救急ダイヤルの電話相談を利用しましょう。

受診相談センター 0120-567-492(毎日9時から17時15分) ファクシミリ 0857-50-1033

その他の時間:東部 0857-22-8111、中部 0858-23-3135、西部 0859-31-0029

その他の疾患 とっとりおとな救急ダイヤル #7119 こども救急ダイヤル #8000

無料検査(PCR検査等)の活用

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内99ヶ所の無料検査所において検査実施中です。
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。
※東部:41ヶ所、中部:24ヶ所、西部:34ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 無料検査事業は9月30日まで実施**しますので、ご活用ください。

感染拡大傾向時の一般検査事業

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

- ✓ 旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。
- ✓ イベントなどを安心・安全に開催していただくため、参加者全員への事前検査に対する支援制度を是非ご活用ください。



県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出中

新規陽性者数が予想を上回る勢いで急拡大していることから、県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出しています。

高齢者施設、医療機関での感染が増加し、医療がひっ迫し始めています。

また、県外往来や放課後児童クラブ、保育施設でも感染が増えています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、特別の感染対策をお願いします。

地域	区分	備考
県内全域	感染急拡大嚴重警戒情報	8/10～

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (8月22日現在)

西部地区に「特別警報」、東部地区及び中部地区に「警報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/4～
中部地区	警報	8/2～
西部地区	特別警報	8/4～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)
<最大確保病床使用率(8/22)> 東部(40.4 %)、中部(15.4 %)、西部(61.7 %)
⇒西部地区は、高いレベルで推移しており、医療への負荷が増大しています。

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（8月22日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	1,323.3人 (7,323人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	44.9% (157/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	2.1% (1/47床)	—	50%	

参考指標	数値(8月22日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	1,490.8人 (8,250人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	40.7% (7,323人/18,014件)
感染経路不明割合(直近1週間)	確認中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが8/22（月）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
348	高齢者福祉施設	○	鳥取市	6名	8/12～15
349	高齢者福祉施設	○	鳥取市	7名	8/19
350	高齢者福祉施設	○	鳥取市	6名	8/20～21
351	米子市西保育園	○	米子市	9名	8/19～21
352	日吉津村立日吉津保育所	○	日吉津村	8名	8/20～21
353	認定こども園	○	米子市	9名	8/20～21

2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養、宿泊療養または在宅療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（348例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員6名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所は名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/15（月）～18（木）は運営を休止し、8/19（金）から陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を再開している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（349例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員7名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所は名簿に基づき全ての者の検査を実施した。県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（350例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員6名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所は名簿に基づき全ての者の検査を実施した。県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（351例目）

米子市西保育園

陽性者数	所在地
園関係者9名	米子市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/20（土）から感染場所と推定される一部クラスを閉鎖し、8/22（月）から休園している。

公表について（第7条）

- 米子市は、当該施設から陽性者が発生したことを公表している。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（352例目）

日吉津村立日吉津保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者8名	日吉津村

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/22（月）から休園している。

公表について（第7条）

- 日吉津村は、当該施設から陽性者が発生したことを公表している。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（353例目）

認定こども園

陽性者数	所在地
園関係者9名	米子市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/22（月）から休園している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。</p>	

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392